

「フリーローン三井住友カード型」商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

商品名	フリーローン三井住友カード型
お使いみち	●原則自由とします。(ただし、負債整理及び事業資金は不可)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●地区内に居住する者または地区内に勤務地を有する者で組合員であること。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の満年齢が76歳未満の方。 ●安定継続した収入のある方。 ●当JAが指定する保証機関(三井住友カード株)の保証が受けられる方。
お借入れ額	●フリーローンは500万円以内、1万円単位とします。
お借入れ期間	●6ヶ月以上10年以内、1ヶ月単位とします。
お借入れ利率	<ul style="list-style-type: none"> ●【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ●金利は、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
ご返済方法	●元利均等返済(毎月の返済金額が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。
担保	●不要です。
保証人	●当JAが指定する保証機関(三井住友カード株)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。但し、三井住友カード株が必要と認められた場合は徴求するものとします。
保証料	●金利に上乗せして頂きます。
手数料	●不要です。
徴求書類	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認資料(写) ●健康保険証(写)
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはコンプライアンス統括室(電話:0898-34-1854)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。